

# 一関地区広域行政組合議会会議録

平成 23 年 8 月 10 日 招集  
第 16 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

## 目 次

|           |   |
|-----------|---|
| 日 程 表     | 2 |
| 審 議 結 果 等 | 3 |

8月10日

|   |    |
|---|----|
| 議 事 日 程 (第 1 号)   | 7  |
| 開会及び開議宣言  | 9  |
| 会議録署名議員の指名 (阿部 正人君・海野 正之君)  | 9  |
| 会期の決定   | 9  |
| 認 第 2 号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について                         | 9  |
| 認 第 3 号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                     | 9  |
| 議案第 6 号 東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について                       | 16 |
| 議案第 7 号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 3 号)                          | 17 |
| 議案第 8 号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)                      | 17 |
| 一 般 質 問   | 19 |
| ☆ 菊 地 善 孝 君   | 19 |
| 1. 両火葬場現場労働者の賃金改善の実態について<br>先般の議会で指摘済みの件、どの程度の改善実績があるか説明を求めるものです  |    |
| 2. 小規模特老建設に係る「指導」内容について<br>「指導」ということで事業者に求めている内容と目的について説明を求めるものです |    |
| ☆ 岡 田 もとみ 君   | 25 |
| 1. 高濃度セシウムが検出された焼却灰の処理について<br>最終処分場の現状はどうか                        |    |
| 2. 大震災後の可燃、不燃ごみ処理の状況について<br>災害廃棄物の状況はどうか                          |    |

8月12日

|   |    |
|---|----|
| 議 事 日 程 (第 2 号)                               | 34 |
| 認 第 2 号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について     | 36 |
| 認 第 3 号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 36 |
| 議案第 6 号 東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について   | 38 |
| 議案第 7 号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 3 号)      | 38 |
| 議案第 8 号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)  | 38 |
| 閉会宣言  | 43 |

## 第16回定例会日程表

3日間

自 平成23年8月10日  
至 平成23年8月12日

| 日次 | 月日    | 曜日 | 開議時間  | 会議別 | 議事   |
|----|-------|----|-------|-----|--|
| 1  | 8月10日 | 水  | 午前10時 | 本会議 | 諸般の報告<br>会議録署名議員の指名<br>会期の決定<br>議案上程（提案理由及び補足説明）<br>一般質問 |
| 2  | 8月11日 | 木  |       | 休会  | 議案思考   |
| 3  | 8月12日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 議案審議   |

## 審 議 結 果 等

| 議案番号    | 件 名                                   | 議決月日      | 議決結果 |
|---------|---------------------------------------|-----------|------|
| 認 第 2 号 | 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について     | 8 月 1 2 日 | 認 定  |
| 認 第 3 号 | 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 8 月 1 2 日 | 認 定  |
| 議案第 6 号 | 東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について   | 8 月 1 2 日 | 原案可決 |
| 議案第 7 号 | 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）         | 8 月 1 2 日 | 原案可決 |
| 議案第 8 号 | 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）     | 8 月 1 2 日 | 原案可決 |

# 第 1 目 目



## 受理した議案

- 認 第2号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第3号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について
- 議案第7号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

|       |         |                                       |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 |         | 会議録署名議員の指名                            |
| 日程第 2 |         | 会期の決定                                 |
| 日程第 3 | 認 第 2 号 | 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 4 | 認 第 3 号 | 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について   |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 3 号)      |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)  |
| 日程第 8 |         | 一般質問                                  |



# 一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成23年8月10日 午前10時01分開議

定例会・臨時会の別 定例会  
告示年月日 平成23年8月2日  
告示番号 第15号  
招集日時 平成23年8月10日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（17名）

|     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 阿部正人君 | 2番  | 岡田もとみ君 | 4番  | 岩渕善朗君  |
| 5番  | 佐藤雅子君 | 6番  | 千葉啓志君  | 7番  | 千田恭平君  |
| 8番  | 菊地善孝君 | 9番  | 海野正之君  | 10番 | 千葉満君   |
| 11番 | 千葉孝君  | 12番 | 那須茂一郎君 | 13番 | 佐々木清志君 |
| 14番 | 菅原巧君  | 15番 | 武田ユキ子君 | 16番 | 阿部孝志君  |
| 17番 | 石川章君  | 18番 | 岩渕一司君  |     |        |

## 欠席議員（1名）

3番 勝浦伸行君

## 職務のため出席した職員

|      |       |       |      |
|------|-------|-------|------|
| 事務局長 | 鈴木道明  | 事務局次長 | 金野和彦 |
| 議事係長 | 小野寺晃一 |       |      |

## 説明のため出席した者

|            |        |                           |        |
|------------|--------|---------------------------|--------|
| 管理者        | 勝部修君   | 副管理者                      | 菅原正義君  |
| 副管理者       | 畠山博君   | 副管理者                      | 田代善久君  |
| 広域行政組合事務局長 | 佐藤好彦君  | 介護保険担当参事                  | 齋藤昭彦君  |
| 環境衛生担当参事   | 鈴木悦朗君  | 広域行政組合事務局次長               | 松岡睦雄君  |
| 一関清掃センター所長 | 千田勝君   | 大東清掃センター所長兼<br>川崎清掃センター所長 | 加藤英行君  |
| 介護福祉主幹     | 青山モト子君 | 介護福祉主幹                    | 小野寺健一君 |
| 環境衛生主幹     | 石川二三夫君 | 環境衛生主幹                    | 須藤久輝君  |
| 会計管理者      | 菊地隆一君  | 監査委員                      | 小野寺興輝君 |
| 監査委員事務局長   | 阿部和子君  |                           |        |

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第16回広域行政組合議会定例会

平成23年8月10日

午前10時01分 開 会

### 会議の議事

議長（岩淵一司君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、平成23年8月2日一関地区広域行政組合告示第15号をもって招集の、第16回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

勝浦伸行君から本日の会議に欠席の旨届け出がありました。

議長（岩淵一司君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案5件です。

次に、菊地善孝君ほか1名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書2件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議長（岩淵一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（岩淵一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議長（岩淵一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

議長（岩淵一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により議長において、

1番 阿 部 正 人 君

9番 海 野 正 之 君

を指名します。

議長（岩淵一司君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12日までの3日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12日までの3日間と決定しました。

議長（岩淵一司君） 日程第3、認第2号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第4、認第3号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第2号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第3号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を

終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

以上であります。よろしくお願いたします。

**議長（岩淵一司君）** 菊地会計管理者。

**会計管理者（菊地隆一君）** それでは、私のほうから平成22年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書の6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは、一般会計歳入歳出決算書の歳入が記載されております。この表の下段には歳入合計が記載されておりますが、予算現額26億9,124万9,000円に対しまして収入済額は27億3,950万220円となっております。

8ページをお開き願います。

8ページ、9ページは、同決算書の歳出が記載されております。この表の下段には歳出合計が記載されておりますが、予算現額が26億9,124万9,000円に対しまして支出済額が26億3,044万7,435円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、9ページ右下欄外に記載されておりますが、1億905万2,785円となっているところであります。

続きまして、40ページをお開き願います。

40ページ、41ページは、介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算書の歳入が記載されております。この表の下段には歳入合計が記載されておりますが、予算現額119億8,652万円に対しまして収入済額は119億8,219万83円となっております。

42ページをお開き願います。

42、43ページは、同決算書の歳出が記載されております。この表の下段には歳出合計が記載されておりますが、予算現額119億8,652万円に対しまして支出済額は117億3,493万5,247円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、43ページ右下欄外に記載されておりますが、2億4,725万4,836円となっているところであります。

44ページをお開き願います。

44、45ページは、介護保険特別会計サービス勘定歳入歳出決算書の歳入が記載されております。この表の下段には歳入合計が記載されておりますが、予算現額5,053万6,000円に対しまして収入済額は5,359万3,679円となっております。

46ページをお開き願います。

46、47ページは、同決算書の歳出が記載されております。この表の下段には歳出合計が記載されておりますが、予算現額5,053万6,000円に対しまして支出済額は4,862万9,310円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、47ページ右下欄外に記載されておりますが、496万4,369円となっているところであります。

恐れ入りますが、2ページ目にお戻りください。

2ページ、3ページは、歳入歳出決算会計別総括表であります。表中、一般会計の歳入歳出差引残額につきましては、平成23年度への事故繰越し繰越金が含まれております。その額につきましては備考欄に記載しておりますが、2,012万6,400円となっております。したがって、一般会計の翌年度の会計に繰り入れられる実質収支額は、歳入歳出差引残額から事故繰越し繰越金を

差し引いた額となるものであります。

次に、財産についてご説明を申し上げます。

76ページをお開きください。

76ページから79ページまでは、財産に関する調書であります。

76、77ページは、土地及び建物に係る公有財産、また100万円以上の備品について、それぞれの決算年度中の増減高及び決算年度末現在高等を記載してございます。

次のページ、78ページをお開きください。

78、79ページは、財政調整基金、介護給付費準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金の3つの基金について、決算年度中の増減高及び決算年度末現在高等を記載しております。

80ページをお開きください。

このページは、定額資金を運用するために設置されている基金の運用状況を記載してございます。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 初めに、認第2号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

まず、歳入であります。

12、13ページをお開き願います。

1款1項1目総務費分担金にありましては、議会費、総務管理費、監査委員費等を賄う経費の分担金であり、その割合は一関市9分の7、平泉町、藤沢町が各9分の1となっており、備考欄記載の金額のとおりであります。

2目衛生費分担金にありましては、衛生総務費、火葬場費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であります。1節の衛生総務費分担金の分担割合にありましては、10%が均等割、90%が人口割、2節、3節、4節にありましては、10%が均等割、90%が利用割であります。

2項1目建設事業費負担金は地方債の償還に係る経費であり、旧組合の地方債の償還に係る負担金にありましては統合前の負担割合としております。なお、組合統合後の事業であります大東清掃センターストックヤード建設等に係る地方債の償還分は、人口割となっております。

1款の分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担負担割合は、一関市86.8%、平泉町5.8%、藤沢町7.4%となったところであります。詳細の金額、割合にありましては、主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載しておりますのでご参照願います。

次に、14、15ページになります。

2款使用料及び手数料、1項2目1節約山斎苑使用料にあつては1,536件分であり、2節千厩斎苑使用料にあつては1,210件分であります。

2項手数料、1目1節一般廃棄物処理業許可申請手数料にありましては5件分であり、2節浄化槽清掃業許可申請手数料にありましては1件分となっております。

2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にあつては、搬入廃棄物の総量が8,215トンとなっております。2節大東清掃センター手数料の搬入廃棄物は2,306トンとなっております。

3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては5万6,662キロリットル、2節川崎清掃センター手数料にありましては3万2,287キロリットルのし尿、浄化槽汚泥の受け

入れに係る手数料であります。

16、17ページになります。

3款1項1目財産貸付収入にありましては、電力柱等に係る土地の貸し付け、県立千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入など22件分であります。

2項2目物品売払収入にありましては、一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、紙、ペットボトルなどの資源物の売払収入及びリサイクルプラザにおける家具、自転車などの再生品373件の販売収入であります。

18、19ページになります。

7款2項1目弁償金は、平成21年度に判明した釣山斎苑動物炉使用料未納事案に係る当時の火葬場運転管理業務受託者からの弁償金であります。

3項1目衛生費受託事業収入につきましては、被災者火葬201件分であります。

8款1項1目衛生債は、大東清掃センターごみ焼却施設中央監視システム改良工事に充当した起債であります。

次に、歳出について申し上げます。

22、23ページになります。

歳出につきましては、事務事業別といたしております。

備考欄記載の主な内容について申し上げます。

2款1項1目総務管理費であります。備考欄記載の丸印、一般管理費のうち、その他経費は、内部情報システム用機器賃借料、それから組合広報5万1,000部の印刷及び組合ホームページ管理委託などであります。

24、25ページになります。

3款1項1目衛生総務費であります。備考欄の丸印、衛生総務費は事務的経費が主なものであります。丸印、環境教育費においては、ガラス工芸、石けんづくり、リサイクル教室を開催しております。さらに、廃棄された家具、自転車などを修理の上、リサイクル品として再生、売却し、リサイクルの啓発に努めております。丸印、生活環境対策費のうち、大東清掃センター周辺住民健康診査委託料にありましては、公害防止協定に基づき大東清掃センター隣接地域住民の健康診断を実施したものであり、受診者数は153人となっております。丸印、ごみ減量化対策費は、平成23年度版の家庭ごみ収集カレンダー5万9,000部の印刷経費が主であり、組合管内住民に配付の上、周知を図ったところであります。

3款2項火葬場管理費、1目釣山斎苑管理費であります。

26、27ページになります。

施設管理委託料にありましては、施設警備業務委託、空調設備整備業務委託などあります。

2目千厩斎苑管理費にありましては、施設管理委託料は、施設警備業務委託、空調設備整備業務委託などあります。

3項ごみ処理費、1目一関清掃センター費であります。丸印、ごみ焼却施設管理費のうち施設管理委託料は、施設警備業務委託、清掃業務委託などあります。施設補修等工事にありましては、ごみ焼却施設定期補修工事、排ガス処理施設定期補修工事など9件であります。丸印、リサイクルプラザ管理費であります。

28、29ページになります。

施設管理委託料にありましては、エレベーター保守点検業務委託、トラックスケール点検整備

委託などがあります。その他委託料は、容器包装再商品化業務委託、適正処理困難物処分業務委託料などがあります。施設補修工事にありますのは、細破砕機修繕工事、バグフィルターろ布交換工事など17件であります。

2目大東清掃センター費であります。丸印、ごみ焼却施設管理費のうち施設管理委託料にありますのは、脱臭用活性炭入替・再生業務委託、ごみピット排水貯留槽など清掃業務委託などあります。施設補修等工事費にありますのは、中央監視装置システム改良工事、ごみ焼却施設1号炉耐火物等補修工事など11件であります。丸印、リサイクル施設管理費のうち、その他委託料にありますのは、容器包装再商品化委託、処理困難物処分委託などであり、施設補修等工事費にありますのは回転式破砕機整備工事など4件であります。

3目舞川清掃センター費、そして30、31ページになりますけれども、4目花泉清掃センター費、5目東山清掃センター費にありますのは、最終処分場の管理経費であります。

4項し尿処理費、1目一関清掃センター費であります。丸印、第1し尿処理施設管理費のうち消耗品にありますのは、主にし尿処理の各種薬品となっております。その他委託料にありますのは、脱水汚泥のリサイクル処理委託が主なものであります。施設整備等工事費にありますのは、遠心脱水機定期整備工事、前処理機整備工事など6件であります。丸印、第2し尿処理施設管理費のうち消耗品は処理薬品となっております。

32、33ページになりますけれども、その他委託料につきましては、脱水汚泥のリサイクル処理委託、環境測定業務委託などがあります。施設補修等工事費にありますのは、前処理機整備工事、脱水汚泥用コンベア補修工事など10件であります。

2目川崎清掃センター費になります。消耗品費にありますのは、し尿処理の各種薬品等であり、その他委託料につきましては一般廃棄物リサイクル処理委託、脱水汚泥等運搬業務委託などあります。施設補修等工事費にありますのは、I Z循環ポンプ等設備機器整備工事、分離液循環ポンプ整備工事など6件であります。

4款1項1目元金は施設整備のため借り入れた組合債の元金で、整備事業ごとの償還金につきましては備考欄の金額となります。2目は組合債の利子であります。

なお、目的別地方債残高などは、主要な施策の成果に関する説明書4ページに記載しております。ご参照願います。

以上が一般会計決算であります。

次に、認第3号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

50、51ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料であります。納付義務者3万8,852人、収納率は100%となっております。2節現年度分普通徴収保険料にありますのは、納付義務者3,796人で収納率は84.72%であり、収入未済は実人員で申し上げますと554人あります。3節滞納繰越分にありますのは、収入済みは225人で収納率は11.99%であり、収入未済は686人あります。不納欠損の内訳は、死亡48件、生活困窮273件、転出・所在不明20件の計341件となっております。

2款1項1目介護保険事業費分担金であります。1節介護給付費分担金の分担割合は、10%が高齢者人口割、90%が給付割、2節地域支援事業費分担金は、100%高齢者人口割、それから3節事務費分担金は、10%が均等割、90%が高齢者人口割となっております。分担金総額に占める

構成市町の負担割合につきましては、一関市86.5%、平泉町6.2%、藤沢町7.3%となっております。分担金一覧表につきましては、主要な施策の成果に関する説明書32ページに記載しておりますのでご参照願います。

4款国庫支出金であります。1項1目介護給付費負担金の負担割合は、在宅系で20%、施設系で15%であります。

52、53ページになります。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、第1号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合、所得段階の分布状況等を勘案して算定されたものであり、平成22年度の交付率は8.1%となっております。2目介護予防事業費交付金は、介護予防事業に対する補助金であり、補助率は25%、3目包括的支援等事業費交付金は、任意事業、包括支援センター運営経費などに対する40%の交付金であります。

5款1項1目介護給付費交付金は保険給付費の30%、2目介護予防事業交付金は、介護予防事業費の30%の交付金であります。

6款1項1目介護給付費負担金は県の負担金でありまして、負担割合は在宅系で12.5%、施設系では17.5%であります。

54、55ページになります。

3項県補助金、1目介護予防事業費交付金は、介護予防事業の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金は、任意事業、包括支援センター運営経費などに対する20%の県補助金であります。

3目県立病院等空き病床利用型介護保険事業特例交付金、これにつきましては、旧花泉診療センターに開設した介護保険事業に対する交付金であります。

4目緊急雇用創出事業補助金は、委託した地域包括支援センターで雇用した臨時職員の賃金などに対する100%の補助金であります。

7款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子、高額介護サービス費資金貸付基金の利子であります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のため基金を取り崩し繰り入れしたものであります。

56、57ページになります。

3項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護従事者の処遇改善のため平成21年度に行われた介護報酬改定に伴い増額となる第1号被保険者の介護保険料を軽減するなどのため、平成20年度に国から交付された交付金を基金造成していた基金から繰り入れしたものであります。

9款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

10款1項1目第1号被保険者延滞金は223件分であります。

2項1目第三者納付金は、交通事故等第三者行為を原因とする介護給付に対する納付金であります。

58、59ページになりますが、3目雑入は、臨時職員・介護認定調査員の雇用保険料などであります。

次に歳出について申し上げます。

60、61ページをお開き願います。

備考欄記載の主な内容について説明を申し上げます。

1款1項1目総務管理費であります。備考欄、丸印、介護保険運営協議会委員報酬は、4回の

開催に伴うものであります。丸印、総務管理費のうち通信運搬費の主な支出は、介護保険料納入通知書などの郵送料であります。介護保険事務支援システム保守業務委託料につきましては、サーバー、端末機などの保守及びシステムサポート業務であります。派遣職員給与費負担金は、平泉町から派遣を受けている職員1名分の人件費相当額であります。その他経費につきましては、病休代替臨時職員賃金及び消耗品など事務的経費であります。

3項1目認定審査費にありましては、介護認定に係る経費でありまして、227回の介護認定審査会を開催し、8,760件の審査判定を行ったところであります。要介護認定申請状況、審査済認定者数、これらの状況につきましては、主要な施策の説明書35ページをご参照願います。

62、63ページになります。

2款1項1目介護サービス費から64、65ページの6目特定入所者介護サービス費につきましては保険給付費であります。平成22年度介護保険事業計画に対します給付実績の進捗率につきましては99.3%となっております。サービス種類別の利用人員、総費用等の詳細につきましては、主要な施策の説明書38ページから41ページをご参照願います。

3款1項1目基金積立金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てしたものであります。

4款1項介護予防事業費は、介護予防事業として構成市町に委託し行ったところであり、運動器機能向上、口腔機能向上、認知症予防教室などの事業を実施したものであります。

2項包括的支援等事業費は、西部、東部地域包括支援センター等に係る経費でありまして、特定高齢者事業、総合相談、権利擁護、虐待相談などを行ったところであります。丸印、交付金事業のうち地域包括支援センター業務委託料にありましては、一関地域の一部及び大東・東山地域の2地区に係る業務、これと平成23年1月から平泉町分を社会福祉法人に委託した経費であります。包括的支援事業委託料にありましては、在宅介護支援センターなど19団体に委託し、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したところであります。派遣職員給与費負担金にありましては、平泉町から派遣を受けている職員1名分の人件費相当額であります。備考欄下から2行目、介護支援任意事業構成市町委託料、これにありましては、介護手当支給、介護用品の支給、訪問給食サービスなどを構成市町に委託し、実施したものであります。

66、67ページになります。

6款1項1目諸支出金にありましては、平成21年度の介護給付費などの精算に伴う国、支払基金、構成市町への返還金であります。なお、丸印、過年度保険料還付金にありましては、過誤納還付145人分であります。

次に、サービス勘定について申し上げます。

70、71ページをお開き願います。

サービス勘定は、西部・東部の地域包括支援センターが所掌する要支援1、2の利用者に係る支援計画を作成管理する経費となっております。

歳入の1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプラン1件当たり4,120円、初回加算3,000円でございます。合計1万522件分となっております。

72、73ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目介護予防支援事業費、備考欄、介護予防サービス計画作成等業務委託料、これにつきましては管内居宅介護支援事業所に作成委託をしたものでありまして、6,155件分でありま



す。その他経費は、需用費、役務費等の事務的経費であります。

以上が平成22年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計歳入歳出決算であります。

よろしく願いをいたします。

**議長（岩渕一司君）** お諮りします。

ただいま議題となっております議案2件の次の審議は、8月12日に行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

**議長（岩渕一司君）** 日程第5、議案第6号、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第6号、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災の被害者の介護保険料の負担軽減を図るため、減免をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 議案第6号、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第1条でありますけれども、東日本大震災により被害を受けた方の介護保険料の減免について定めようとするものであります。

第2条は、減免の対象とする介護保険料を、第1号被保険者が納付すべき保険料で地震が発生した平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間に納期の末日が到来する保険料とするものであります。

第3条は、介護保険料の減免について規定しております。

次のページになりますけれども、第1項では、災害により死亡した方及び生活扶助の受給者となった方の介護保険料を免除すること、それから災害により障害者となった方の介護保険料の10分の9を減額すること、行方不明者の方の介護保険料を免除することを規定しようとするものであります。

第2項では、第1号被保険者などが自ら居住する住宅について、価格の10分の2以上の被害を受けた場合、損害の割合及び前年の合算合計所得金額等の区分により減額、または免除することを規定しようとするものであります。また、対象となる方の合計所得金額を1,000万円以下としようとするものであります。

第3項では、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の事業収入などの減少額が平成22年中における事業収入等の額の合計額の10分の3以上である場合、対象保険料を平成22年中の合計所得金額の区分により減額、または免除することを規定しようとするものであります。なお、事業収入等以外の所得の合計額が400万円を超える方は、対象外となります。

第4項では、第1号被保険者が原子力災害対策特別措置法、これの規定による避難のため立ち

退き等となっている場合、保険料の全額を免除することを規定しようとするものであります。

第5項では、第1号被保険者が特定避難勧奨地点の住居に居住しているため避難を行っている場合は、保険料の全額を免除しようとするものであります。

第4条は、減免申請の提出期限を平成24年2月29日と定めようとするものであります。

第5条は減免の取り消し、次のページの第6条につきましては委任規定であります。

附則になりますけれども、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用するものであります。

以上であります。よろしく願いをいたします。

**議長（岩淵一司君）** お諮りします。

ただいま議題となっております議案の次の審議は、8月12日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩淵一司君）** 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

**議長（岩淵一司君）** 日程第6、議案第7号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）から、日程第7、議案第8号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第7号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年度決算余剰金の財政調整基金への積み立て及び施設管理費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は1億1,254万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億9,636万円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別歳出補正額は第1表のとおりで、総務費9,160万5,000円、衛生費2,093万5,000円を増額いたしました。

これを賄う財源といたしまして、上段になりますが、財産収入2万9,000円、繰入金991万2,000円、繰越金8,892万6,000円、諸収入1,367万3,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第8号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年度の一関地区広域行政組合介護保険特別会計における決算余剰金について、介護給付費及び地域支援事業費交付金の精算及び介護給付費準備基金への積み立て等を行うため、所要の補正をしようとするものであります。

3ページをお開き願います。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は2億6,661万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億3,732万1,000円といたしました。

サービス勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は496万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,804万8,000円といたしました。

4ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出補正額は第1表のとおりで、基金積立金1億9,315万円、諸支出金7,346万4,000円を増額いたしました。

これを賄う財源といたしまして、上段になりますが、国庫支出金1,135万1,000円、県支出金801万円、繰越金2億4,725万3,000円を増額いたしました。

5ページとなりますが、サービス勘定の目的別歳出補正額は、第1表のとおりで、諸支出金496万4,000円を増額いたしました。

これを賄う財源といたしまして、上段になりますが、繰越金496万4,000円を増額いたしました。なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いたします。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 議案第7号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目総務管理費の積立金にありましては、一般会計の前年度繰越金及び介護保険特別会計サービス勘定の前年度繰越金などを財政調整基金に積み立てようとするものであります。なお、平成23年度末の同基金残高見込み額は1億7,088万円余りとなります。

3款2項火葬場管理費につきましては、両斎苑の燃料費を増額しようとするものであります。

3款3項1目一関清掃センター費の委託料は、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの放射線等測定業務委託であります。

以下、各施設ごとに予算を計上しておりますけれども、東京電力福島第1原子力発電所の影響による放射線などの測定業務を委託しようとするものであります。

2目大東清掃センター費の需用費は、大船渡市など沿岸被災地の災害ごみの受け入れに要する薬品などの消耗品、燃料費、電気料の光熱水費の増額でありまして、委託料につきましては一関清掃センター同様、放射線などの測定業務委託料であります。

11ページになりますけれども、3目舞川清掃センター費及び5目東山清掃センター費につきましても放射線などの測定業務委託料であります。

3款4項し尿処理費につきましては、1目一関清掃センター費につきましては沿岸被災地である大船渡市及び陸前高田市のし尿処理を受け入れするものでありまして、処理用薬品の消耗品、電気料である光熱水費、処理汚泥のリサイクル委託料の増額であり、また、ごみ処理施設と同様に放射線などの測定業務委託料を措置しようとするものであります。川崎清掃センター費につきましては、放射線等測定業務委託料を措置しようとするものであります。

これを賄う財源といたしましては、8ページになります。3款1項2目利子及び配当金につきましては、今回積み立てる財政調整基金の利子を見込むものであり、5款1項1目財政調整基金繰入金においては、同基金を取り崩し財源に充当しようとするものであります。

また、2項1目介護保険特別会計繰入金においては、介護保険特別会計サービス勘定からの繰入金を、それから6款1項1目繰越金におきましては、一般会計の前年度からの繰越金を見込んだところであり、いずれも財政調整基金へ積み立てるものであります。

7款3項1目衛生費受託事業収入について、説明欄の火葬事業受託事業収入につきましては、補正第1号及び第2号において収入として見込みの収入につきまして、今回精算による追加でございまして、廃棄物処理事業受託事業収入にありましては、大東清掃センターにおける被災地のごみ焼却及び一関清掃センターの被災地からのし尿処理費用について見込むものであります。

次に、議案第8号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定であります。

15ページをお開き願います。

歳出であります。3款1項1目基金積立金にありましては、事業勘定における前年度繰越金から介護給付費等の精算返還金等を控除した額を積み立てしようとするものであります。平成23年度末の同基金残高見込み額は5億8,257万円余りとなります。

6款1項1目諸支出金にありましては、平成22年度介護保険事業の確定による精算に基づき返還しようとするものであります。返還金区分につきましては、説明欄記載のとおりであります。また、過年度保険料還付金にありましては、平成22年度還付未済分の336件であります。

これを賄う財源といたしましては、14ページになります。4款1項1目、6款1項1目の介護給付費負担金について、平成22年度事業費の精算による追加交付を見込んだところでございます。

9款1項1目繰越金にありましては、事業勘定における前年度からの繰越金でございます。

サービス勘定にまいります。

17ページをお開き願います。

下段の歳出であります。2款1項1目の一般会計繰出金にありましては、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り出しをするものであります。

歳入につきましては、上段になりますけれども、3款1項1目繰越金にありましては、サービス勘定の前年度繰越金を見込んだものであります。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

**議 長（岩淵一司君）** お諮りします。

ただいま議題となっております議案2件の次の審議は、8月12日に行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長（岩淵一司君）** 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

**議 長（岩淵一司君）** 日程第8、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁にあたりましては簡潔明瞭に願います。

一括質問一括答弁方式を選択した場合は、回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数制限は設けませんが、どちらの方式を選択しても時間は60分以内としますので、ご留意願います。

菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は一問一答方式です。

8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告に従い2件について質問いたしますが、積極的な答弁を求めたいと思います。

なお、私、今日、勘違いしまして、上着着用しておりませんが、ご勘弁をいただきたいと思ひます。

まず、第1点目ですが、両火葬場における現場労働者の賃金改善の実績について報告を求めます。

私は、先般の議会において、釣山斎苑における不正事案、その後の内部告発を紹介しつつ、その改善を求めたところであります。委託先事業所内の問題、プライバシーの課題からその実態の報告はなかったのですが、契約継続中という制約はあるものの改善があったのか否か、契約終了後のあり方等について検討内容の紹介を改めて求めたいと思ひます。

言うまでもなく、火葬業務は一般的な業務と異なり、遺体処理という尊い内容でありますけれども、人の好むものではありません。その人が嫌がる仕事を担っていただく以上、その処遇はそれにふさわしいものであるべきであります。現行の委託方式が最善なものかどうかは一概に言えないと思料するものです。答弁を求めたいと思ひます。

加えて、今次大震災に伴う他の地域からの受け入れ処理実績についても報告を求めたいと思ひます。これに伴う委託先への手当て内容についても、あわせて答弁を求めたいと思ひます。

大きい2つ目、特老待機者解消策、特に小規模特老建設に関し、その現状と課題等について発言をいたします。

管内の待機者数は730人、そのうち早期入所が必要と当局自身が判断している方は、この前の答弁では147人、この方々を含めた自宅待機者は256人と前議会での答弁でありました。次期5次計画の前倒しによる施設建設計画終了まで6カ月余という現時点における進捗状況、課題について報告を求めます。特にも、組合所管である小規模特老については詳しい報告を求めたいと思ひます。該当する方々、抱える家庭にとって施設不足による深刻な待機状況は一日も早い解消があってしかるべき課題であります。この点についても積極的な答弁を求めたいと思ひます。施設建設は当該市町の分野ですが、実務がどのように実施されているかについてもあわせ質問をいたします。加えて、被災地からの受け入れ状況、これについてもこの機会に改めて報告を求めたいと思ひます。

壇上からは以上といたします。

議長（岩渕一司君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬業務の従事者の賃金についてでございますが、賃金の額については、受託者が業務の内容によって、受託者の就業規則に基づいて決定しているものととらえております。また、組合と受託者の契約の形態は、一定の業務の対価として委託料を支払う請負契約であり、受託者の雇用関係まで制約するものではありません。組合として、受託者の業務の成果を評価する立場にはございますが、現在の受託者には、平成22年の9月1日から業務委託しておりますが、委託契約に基づいて業務が履行されているところであります。

東日本大震災での対応についてのご質問もございました。平成23年3月11日の東日本大震災以降の沿岸被災者の火葬の受け入れの際には、従事者を増員するなど、協力的なサポートをいただいたところでございます。被災者の受け入れに伴う3月、4月の業務の増加分につきましては、

その増加分について新たに契約を取り交わし対応したところでございます。今後、現在の契約の終期である平成24年3月31日までの間は、急激な事情変更に伴う業務量の増減がない限りにおいては、現行の契約で対応することとしてまいりたいと考えております。

次に、小規模特別養護老人ホームについてでございますが、まず組合管内の特別養護老人ホームの入所待機者は、今年度調査分は東日本大震災の影響により大幅に遅れまして、7月末現在でなお調査中でございますが、平成22年3月末現在の調査では、早期の入所が必要な方が147人となっているところでございまして、管内の各法人では第5期介護保険事業計画の前倒し分として国の緊急経済対策による補助事業により、小規模特別養護老人ホーム145床、特別養護老人ホーム49床、合計194床を整備することとし、それぞれ開設に向けた取り組みを進めているところでございます。来年3月以降には、管内の特別養護老人ホームの入所待機者の解消が進むと考えております。

なお、これらの施設を開設するにあたりまして、課題といたしましては、各法人が来年3月のほぼ同時期に開設することになります。そのため、それぞれの法人における介護従事者に不足を来すことを懸念しているところでございます。このため、組合といたしましては、各法人に対して人材確保サポート事業として、一つには事業者に対する情報の発信、あるいは来年度卒業生に対する人材募集情報の発信、そして地域外に対する人材募集情報の発信、これらを行うなどして各法人の介護従事者の人材確保のため支援を行っているところでございます。

また、施設整備補助金の交付につきましては、組合の構成市町が国の基準に従って補助をすることから、組合が事業者の行う入札等に関して指導などを行う関係にはございません。

次に、沿岸被災地の被災者の受け入れ状況についてであります。特別養護老人ホーム等において定員を超えて受け入れをしている状況にございます。8月1日現在の受け入れ状況は、89人を受け入れまして、そのうち現在入所中の方は68人でございます。なお、施設の種類の受け入れ人数を見ますと、特別養護老人ホームが69人、老人保健施設が13人、認知症高齢者グループホームが5人、小規模多機能型居宅介護事業所が2人、この合計89人となっております。

また、入所者を出身地別に見ますと、陸前高田市が11人、大船渡市が21人、気仙沼市が51人、その他の市町村が6人となっております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） それでは、最初の火葬場の問題なんです。これは委託契約先の問題であると、労使問題といいますかね、使うものと使われるもの問題である、それはそのとおりであります。それはわきまえた上で私は改善を求めている。改善を求めている理由というのは、改善がなかなか遅々として進んでいないのではないかという問題意識があるから改めて指摘しているわけであります。

私、今回の決算に伴う監査報告を見ました。この不正問題についても、最後の結びのところ少し記述があるわけですが、どうしてこういう記述になるのか私では理解できないんだけど、やはりこの不正問題がなぜ生まれたかというその背景には、その労働者といいますか、働いていた方の資質の問題はもちろんあったんでありましようけれども、あまりにも賃金実態が低すぎると、これがベースにあったことは、これは否定できないんだろうと思います。そういう状況の中で考えた場合に、今のような契約方式、委託という形での契約、賃金実態がどうなっているかはわからない、しかし、行っている業務そのものは組合の大切な業務である。この関係で言えば、果たして今のような方式がベストなのかどうか、今回の事案も踏まえて。この部分についてどう

考えるかということをお尋ねしているわけでありまして。再度、答弁を求めます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** どういった形で業務をお願いするかというふうなことで、どう考えているかというふうなお話でございます。今の委託方式がいいのか、あるいは指定管理がいいのか、そういった部分も含めてのお話だろうというふうに思っております。そういった指定管理も含めまして、どういったことがいいのかにつきましては、今後、勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 今、この地域、1市2町管内はもとより、宮城県北、岩手県南のこの地域がホットスポットになって、さまざまな分野で放射能問題が大変大きな問題となってしまっています。地元の福島はもとより、そこから150キロも離れたこの地域がこういう状況になっている。こういう状況の中で、私どもも放射能の問題について当然のことながらいろんな勉強をせざるを得ない。その中で、報道によれば、実は3つの、6つある福島第一原発の原子炉のうち3つが水素爆発をした、今、5カ月、丸5カ月なろうとしているのに収拾がつかない、収拾の見通しもない。こういう状況の中で極めて危険な、生命の危険も伴うようなあの現場の中で放射能処理、収拾、これに携わっている現場労働者、この人たちは日当10万円とか20万円という単位で実はお金が支払われていることになっていると。しかし、実際、その働いている方に支払われている日額は8,000円という考えられないような金額で支払われていたケースもあると報道されています。

私どものこの火葬場における委託契約、そしてこの委託先が、そこで働いている方々に対してどのぐらいの賃金を払っているのかということについて関心を持たないで、あるいはその人たちの労働条件等々に関心を持たないで組合の業務が正常にいつているかどうかという判断は私はできないと思います。確かにどのぐらい、AならAという労働者、BならBという労働者に対してどのぐらいの賃金を払うべきだと、こういう労働条件にすべきだと、そういうことについて個々に入る立場にないことは仕組み上そのとおりです。しかし、行っている仕事そのものは組合の仕事そのものであります。したがって、関心を持たなければならない。明らかに中間搾取ともいうべき実態がひどすぎる場合には、当然のことながら正常な業務の執行というものの障害になっていくわけですから、不正まで至るかどうかは別として、当然関心を持って、場合によっては委託契約という方式そのものについても再考すると、あるいは委託契約そのものは契約の途中解除ということまで該当しないからできないという判断のもとでも、その部分を改善するためにどういうふうな手法があるのだろうか、こういうことをやって初めて私は管理をしている、該当する市民の方々に対して安心して火葬場の問題を含めてご利用いただくということになるんだろうと思うんですね。いかがですか。

**議長（岩渕一司君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 確かに今、議員おっしゃるとおり、そういう課題を抱えていることは事実でございます。それで、決して当組合としても無関心でおるわけではございませんで、野田市の公契約問題、あるいは神奈川県川崎市の例もございまして、そういうものを含めて勉強してまいりたいと思っております。ただ、なかなかこの問題については、労働者の個々の賃金のところまで、なかなか、今、直ちに踏み込んで、実態がこうだからというところからスタートできないところがございますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。いずれ今後、組合としての課題として認識した上で勉強してまいりたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） では、これは意見として述べておきますが、盛んに、つい最近まで、本来、自治体が直接担わなければならない分野までアウトソーシングというのは行きすぎた側面があるだろうと思います。それに伴って、この公の仕事に従事する方々も、正職員と、正規の職員と非正規の方々の割合がかつてとは比較にならないぐらいの比率、構成になってしまっている。非正規の方々の賃金実態というのは、まさにワーキングプアそのもの、こういう実態が広がってきたはずであります。当組合管内における火葬場の労働者の実態もその水準にあるのではないかと、私が調べた限りでは。この状態を続けるというのは、極めて、いろんな意味で好ましくない。

今回の放射能問題というのは、エネルギー政策だけではなくて、日本のあり方、もうかればいい、あるいは安ければいい、こういうふうなことで国づくりをしていっていいのかという根本的な問いかけを国民に問うているとも言われています。そういう広い意味で考えた場合にも、やはりこの実態を改善をしていくということが管理者側にとっても大切な内容である。それはとりもなおさず市民の皆さんにサービスを、安心してサービスを受けていただく、利用していただく、その条件整備になるんだということだけは改めて指摘をしたい、引き続き努力をされることを期待したいというふうに思います。

次の特老の関係なんですが、730人もの待機者がいる。その中で早期に入所させなければならない、要するに介護度が4だとか5の人たちを中心にして、在宅でいらっしゃるんだけど介護力が低い方々、こういう人たちだけでも147人いらっしゃる。ここに遅ればせながらやっと手当てがされる。しかし、施設整備が進んでも、一定程度施設整備が進んでも今回の被災関係で入所いただいた方々も加えると、ほとんど早期入所者以外の方々については、今入所いただいている方々が何らかの理由で退所をいただかなければ施設利用をいただけないという状況はほとんど変わらない、こういうことなんだろうと思います、事実の問題として。この部分について、どういふふうに改善をしていくかというのは、まさに5期計画の内容そのものになっていくんだろうというふうに思います。いろいろな法人の場合にはここ数年、5年、10年だけで事業に着手をするというのはなかなか難しい、将来的な見通し等々を立てた上でさらにベッド数を増やす、新たな施設を建設するということになるかと思いますが、今のような混沌とした状況の中でそのところがなかなか難しいということが、もしかすると今言った方々以外の部分の手当てがなかなか計画されない、そういうことにつながっているのかもしれない。この部分の、繰り返しますけれども、142人プラス被災地から受け入れ、現在も入所いただいている68人、この人たち合わせると200人ちょっとなわけですが、ほぼこれと同数のベッド数の整備はされるが、他の方々をどうしようとしているのか、この部分についての現時点における思い、計画、この部分について紹介をいただきたいと思います。

議長（岩淵一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 沿岸被災者の方、現在68名ほど入所している方につきましては、いわゆる広域型の特別養護老人ホームに入所しております。その特別養護老人ホームの入所につきましても、各施設の定員以外、定員を超える部分でお願いしております。具体的な例でお話しすれば、100人の定員があれば100人を超えて受け入れていただいております。ちなみに、その施設の待機者につきましては、その100名の定員の中で待機者を入所させていただいておりますので、沿岸被災者の方についてはあくまでも定員を超えて受け入れさせていただいているというのが現状でございます。以上です。



議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） その部分について、私の認識不足だったという側面もあると思うんですが、68人の部分についてはそういう形で別枠抜いたと、しかし、この別枠抜いの部分を差し引いたとしても730人ですよ。この人たち、来年の3月末までには194床だということですから、これでいきますと540人ぐらいの待機者、今のままであればね。しかし、そのぐらい残るわけです。この人たちをどうやって解消していくのかということをお尋ねしているわけです。

議長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） 待機者の問題につきましては、先ほど管理者から答弁ありましたように、今年度は7月末現在で調査しておりますので、まだ今年度の数字は出ておらないところですが、例年、早期に入所が必要な方、100人ちょっとで推移しているというのが現状でございます。それについては、今年度、第5期介護保険事業計画の策定年度でございますので、いろいろな介護者のニーズ調査とか事業者の聞き取り、ヒアリング等を行いまして、いかにしてそういった待機者の方を少なくしていくのかということをお尋ねしているところを今年度調整して、来年度以降の事業計画に反映させたいと考えているところであります。ただ、1点、厚生労働省で定めております、いわゆる参酌標準という基本となる数字がございます。今回、民主党政権に入りまして、基本的には参酌標準はないという話でしたが、ないけれども全く無視するわけにはいかないと、厚生労働省の通知もございますので、現在の組合管内の参酌標準、いわゆる37%を大きく超えて50%台で推移しているという現状がございますので、そういう施設整備にあたって、ある程度数字的なもの、待機者の現状はございますけれども、施設整備の数字的な面も考慮しながら今年度計画に反映させたいと考えております。以上であります。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 前議会でもその前も、この組合議会に就任して間もなくのころも発言した記憶があるんですが、基本的には介護基本計画、こういう類のものは条例事項として議会議決を必要な形で取り扱いをすべきだというのが私の持論であります。何となれば該当する方々や家庭にとっては極めて大きな問題なんです。そのことが、実は今動いている4期計画をつくる過程の中でどのぐらい議論をされ、市民のニーズ、該当する方々のニーズに添う形で内部で協議をされたのか、私は首をかしげているんです。少し強い言い方かもしれませんがね。それが県下の他の広域では考えられないような、これだけ待機者がいるのにベッド整備計画がゼロと、ただ1つのブロックとしてね、私はそういうものを二度と繰り返してはならないという意味で、今、冒頭話したような持論を就任以来話しているわけでありまして。そのことは当局云々というよりも議会サイドの問題の側面のほうが強いわけですが、そういう手続きの問題もさることながら、内容として5次計画をどうするのかということについて、やはり率直な話し合いというのが議会側ともあっていいし、我々議会も当局から提案された内容の良し悪しを決めて、それで終わりというような姿勢ではならない。やっぱりこの部分についての資料提供をいただき、皆さんは管理者を先頭にしてこの介護の事業を利用する人たちの立場と同時に運営に責任を負っていく立場ですから、極めて大切な役割があるわけですが、議会サイドとしては、特にも私の場合は利用している方々だけではなくて、利用したいんだけど利用できない、こういう方々の意見というものをお公の席で明らかにして、どうやって改善をしていくかという、そのことを発言していくというのは大切な役割だと思っております。そういう意味で、正式の議会ではなくても、もちろんいろんな制約があるからかまわないと思うんですが、やはり5次計画の骨格を固めていく過程にお

いては、今、くどくど話した、この間、くどくど話している内容についての場を設けていただく必要があるのではないかと、このことだけ提案をいたしますので、答弁をいただきたいと思っております。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 第5期の介護保険計画の策定にあたっての取り扱いと申しますか、そういった部分でのお話をいただいたというふうに思っておりますけれども、議決事項ではございませんけれども、何らかの形で、会議がいいのか、あるいはその案をお示しすればいいのか、いずれにいたしましても、何らかの形で事前に組合議員の皆様方にお知らせする、そういったケースを設けてまいりたいというふうには考えてございます。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 私は、骨格部分が固まった時点でも必要なのかもしれないですけれども、その前の段階、大切だと思うんです。骨格部分が固まってしまうと、恐らく、いろんな積み重ねていきますからね、その部分の変更ということになると、それまでの手続きとの関係が出てきますから、やはりそれが固まる以前ですね、こういうふうな要望だとか意見があるとか、施設側お邪魔して歩いて、こういうふうな要望があるよと、当局では吸い上げられない問題もあるかもしれません。そういうふうなものを率直に出し合う中でどこまでそれが5期計画に反映されるか、これはいろんな事情ありますから、発言したからといって全部かなうとは私も思いませんけれども、しかし、そういうふうな手続きというふうなものを、プロセスというものを特にも大切にすることがあるのではないかと、こういう意見です。意見として述べておきます。以上です。

**議長（岩渕一司君）** 菊地善孝君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 日本共産党の岡田もとみです。

通告のとおり、2件について一般質問を行います。

初めに、一関清掃センターの焼却灰から1キログラム当たり2万6,000ベクレルという高濃度セシウムが検出されたことから、現状について質問いたします。

福島原発事故による環境省の処理方針では、主灰は放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるもの及び飛灰は管理型最終処分場等で一時保管した後、安全な最終処分方法を検討するなどとなっており、国策として推進してきた原発でありながら原子力災害については対処できず、その処理を地方自治体に押しつけている状態です。その中で今、市民は生活しています。これでは周辺住民の安全や作業員への影響など、今後の放射能汚染の拡大が心配されます。一関市は高い放射線量が計測されるホットスポットとなっていることを改めて認識し、あらゆる除染を講じていくべきと思いますが、この間、地域住民への対応はどうしてきたのか、また、最終処分場の現場対応はどうなっているのか、お伺いします。

次に、大震災後の可燃ごみ、不燃ごみの処理の状況についてお伺いします。

東日本大震災は、大津波と地震による広域的な被害で膨大な量の廃棄物が発生し、岩手、宮城、福島3県の推計量は2,183万トンに上ります。日本全国で1年間に発生するごみの半分近くに相当するそうです。一関市でも住宅や農地、学校などの公共施設、道路等に甚大が被害をもたらし、8月3日現在の被害額は宅地被害を除き合計221億円余となっているところです。この東日本大震災にかかわる災害廃棄物について、当組合のごみ収集量はどのように変化しているのかお伺い

します。

また、一関清掃センターはご承知のとおり、耐用年数をはるかに超えた老朽施設です。早急に新しい施設の整備が求められる中、可燃ごみの受け入れは一日平均80トンから90トンとして運営しているところでしたが、今後、沿岸部からの受け入れもあるとお伺いしていますが、その体制と災害廃棄物の処理費用はどうかお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

**議長（岩淵一司君）** 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、放射性セシウムを含む焼却灰の処理についてでございますが、7月1日に測定した一関清掃センターの電気集塵機で回収した飛灰からキログラム当たり2万6,000ベクレルの放射線を検出したところでございます。国から示されました一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについてという文書がございます。これは、ただいま議員もお示しされたように、それによりますと、8,000ベクレルまでは通常の埋め立て処理、8,000ベクレルを超え10万ベクレルまでは最終処分場での一時保管ということになってございます。このことから、舞川最終処分場協議会と協議をいたしまして、舞川清掃センターでの一時保管等についてご了解をいただいたところでございます。一時保管の方法については、埋め立て場所を他の廃棄物と分けた上で、雨水の浸入及び浸出水を防止するため遮水シートで遮へいするなどして適切に保管をしているところでございます。なお、一時保管をしている焼却灰の処理方法について、早急に対策を講じなければなりません。これにつきましては、8月9日の環境省、農林水産省、内閣府、民主党本部等に要望しているところでございます。

それから、次に、東日本大震災後のごみ処理の状況についてでございますが、まず家庭の震災ごみの搬入量と前年度との比較についてでございますが、震災以後7月末までの約4カ月半の間、昨年度との同時期のごみの搬入量との比較で見ますと、震災ごみを含めると約928トン増加しております。そのうち、家庭の震災ごみの搬入量は、一関清掃センターと大東清掃センターを合わせると約632トンとなっており、その内訳は可燃ごみが約136トン、不燃ごみが約496トンであります。月別で見ますと、4月7日に大規模な余震がございましたが、その4月が最も多く300トンとなっておりまして、それ以外の月においては100トン前後で震災ごみの搬入がされております。現在は、家庭の震災ごみを7月1日から8月31日まで2カ月間延長して受け入れており、8月も100トン程度の震災ごみの搬入が見込まれていることから、引き続き適切な処理を行ってまいります。

次に、沿岸部からのし尿及び可燃ごみの受け入れについてでございますが、し尿の受け入れにつきましては、一関清掃センターし尿処理施設で大船渡市及び陸前高田市からの要請に基づきまして、1日当たり20キロリットルの受け入れをすることにしております。受け入れ期間については、大船渡市、陸前高田市のし尿・浄化槽汚泥を処理している気仙広域連合衛生センターの1階部分が津波浸水により運転不能になったことから、この施設が仮復旧するまでの間、受け入れするものでございまして、契約期間は8月1日から来年の3月までとしているところでございます。

次に、可燃ごみの受け入れにつきましては、大東清掃センターごみ焼却施設で大船渡市からの水産加工包装材を1日当たり10トン受け入れを行うこととしております。この契約期間は8月8日から来年3月までとしております。処理費用の負担につきましては、実費相当額を大船渡市、

陸前高田市の両市が負担することになっております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

その焼却灰の処理についてお伺いしますが、今、いろんな事業者の方が事業系の草の刈り取りをした草などが今、持ち込みができなくて、そのまま野積みにしていて、これは危険ではないのかというようなお話を相談されましたが、このことについてご説明をお願いします。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） お答えいたします。

実は7月14日から事業系、それから公共施設の草の受け入れを停止させていただいております。それは、実は飛灰に8,000ベクレルを超える放射性物質が検出されたということで、その原因が特定されないということで、その中で多量に持ち込まれる草に原因があるのではないかとということで、確認のために一時中止をさせていただいております。今後、排ガス測定等、それから主灰、飛灰の測定を重ねまして、その検証がされた後に搬入量を調整しながら受け入れるような形になると思います。今現在、調査中ということで、もうしばらくお待ちいただくことになるということでございます。以上です。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） その野積みされている状態というのが公園だったりすると、端の方だというお話なんですけれども、子供たちがやっぱり踏み込むというか、そういった状況もあるということなので、立ち入り禁止などの措置などを行っているかどうかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） うちのほうとしましては、ごみの搬入について規制をしているということで、その刈り取った草等の保管状況までは把握していないという状況でございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） やはり焼却灰からの原因、高濃度の放射能の焼却灰の原因が刈り取った草にあるのではないかとということで、やっぱり持ち込みを禁止している以上は、やっぱり現場での安全性、安全対策を確保するという点では、そういった事業者へも野積みのままの状態をきちんと指導するということが大事なのではないかと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。

それで、もう一つ、今、原因が刈り取られた草が原因ではないかというお話がありましたが、8月2日の教育民生常任委員会でも市民環境部のほうの報告の中で、これは広域行政の部分だということでごみの受け入れを今、事業系のごみを中止しているということと、あと東西施設の焼却方法の違いもあるのではないかというお話がありましたが、その件について具体的にご説明をお願いします。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） お答えいたします。

今、東西施設の焼却方法及び受け入れの違いがあるのではないかとということでお話をいただいたところでございますけれども、確かに一関清掃センターの焼却炉はストーカ方式ということと、それから一方、大東清掃センターの焼却方法は流動床方式でございます。それで、焼却炉の焼却方式に違いがありますことから、飛灰に含まれる放射性セシウムの量ですね、大東清掃センターの流動床方式が低くなると考えられております。一関清掃センターから8,000ベクレルを超える放射線物質が確認された原因については、先ほどもお話をしておりますけれども、草木等ではな

いかなということでも今なお原因については調査中なわけでございますけれども、大東につきましては今まで事業系のごみを入れていないということも一つ要因にはあるのかなど、いくらか低いということはそれも一つの原因になっているのではないかなということ、それも含めて調査中でございます。以上です。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

最終処分場についてお伺いします。今、ご報告が答弁いただいたように、遮水シート等の対策をとって飛灰を埋めている作業をしている状況でした。現地も見させていただきまして、丁寧な説明をいただいたところです。ありがとうございます。

そこで、ちょっと一つ気になった点がありましたのでお伺いします。飛灰とか放射線というもの、土壌の放射線量というのは、埋めて、さらに上に新しい土を盛ると測定値が下がるというお話で、そういった作業を今しているところのようなんですけれども、お伺いしたときに測ってみましたら結構高い測定がされました。シートの上で四点数マイクロシーベルト、上にかぶせているシートをはがすとちょっと低くなって3.6マイクロシーベルトという数値が出ていました。新しい土をかぶせて2、3週間経過した状態でした。新しい土をかぶせてすぐは測定値は下がるんですが、2、3週間するとその新しい土も放射能に汚染されるというような現状が考えられると思います。そういった状況の中で、今、最終処分場等の測定の状況はどういう状況になっているのかお伺いしたいと思いますので、お願いします。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） お答えします。

放射線量、モニタリングの状況ということでよろしいでしょうか。それで、モニタリングについては、7月7日に飛灰、主灰からの放射線物質の検出ということで2万6,000ベクレルですね、超えた時点で一応測定器を直ちに手配いたしまして、7月13日からモニタリングを実施してございます。

それで、舞川の管理型の処分場につきましては、週一度程度の頻度で測定を行っております。測定点といいますか、東西南北、それから直接埋め立てられた付近と、それから20メートル付近、それから今のランドゴルフで使用されている箇所安全ということで、その測定を行っております。先ほど、4マイクロシーベルトという話がありましたけれども、それらは出ていなかったように思いますが、0.4マイクロシーベルト以上は検出されていたと思うんですが、いずれ常時安全を確認しながら、測定点は7カ所ということで行っているところでございます。以上です。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

失礼いたしました。先ほど4マイクロシーベルトと言ったようなんですけれども、それはちょっと私の発言が間違っているのを訂正させていただきたいと思います。

それで、現場の状況を見ますと、今お話いただいたように、モニタリングの状況だということで、そういった高い放射線量が計測される状況の中で作業員はマスク等はしていたんですが、実際の測量計を持たせていただいている状況ではなくて、ひたすら作業にあたっているという状況でした。測定器が不足しているという状況は管内いずれもあるかとは思いますが、そういった直接高濃度のセシウムを作業の内容としている現場でこそ、やっぱり環境の保全とあわせて作業員の安全確保の立場から常に現場を測定する体制と、それからその作業員にもきちんと測定器を

与えて作業にあたるように指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） 私どもも現場の安全ということで、職員の安全ということで委託者含めて安全衛生委員会等を実施いたしまして、先ほどもお話ししましたけれども、7月7日に高濃度のベクレル値が出たということで直ちに委託者と協議をしてございます。職員も含めて行ったわけですが、第一に安全ということで電離則の関係、労基の問題もありまして、7月のたしか8日ですか、労働基準監督署に職員2名を向かわせまして内容について確認し、それをもとに現場の職員と協議を行っております。昨日も同じように協議をしておりまして、呼吸用保護具の使用とか、汚染地域といいますか、そこへの立ち入りとか、いろいろな面でマニュアル等の作成を急ぐということで協議をしておったところでございます。

それから測定器でございますけれども、なかなか注文しても品不足ということで、大東も含めて今、手配中でございます。それが整い次第、現場でも直接持たせようかなと、そういうことで手配はしております。なお、現場でのエアシャワーの設置とか話をしております、その設置をする方向であります。

また、埋立地の埋立方法についてなんですけれども、今進めているのは全体的な部分で、フレコンバックで最終的には保管するという方法を検討しております。それにつきましても、灰出施設の改修とか急がせて、仮設的には設置してございます。そういうふうなことで、国の指導、県の指導の前にいろいろ情報をつかみながら職員の安全に努めているという状況でございます。以上でございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

どうぞ、引き続きよろしく願いいたします。最終処分場での現場を見に行ったときのシート上の測定値は0.46マイクロシーベルトでした。失礼いたしました。

次に、震災ごみについてお伺いします。震災ごみ、答弁にありましたように4月は特別300トンという大量のごみが発生していたということですが、今でも引き続き100トン以上のごみが持ち込まれているという状態だということですが、こういう状況の中で今の一関清掃センター等ですね、ごみ処理の機能は果たしているのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） お答えいたします。

清掃工場の機能ということですか、十分に機能しているのではないかなと思いますが、保全に必要なものはきちっと手配しまして、運転管理上何も問題なく今現在、運転しているという状況でございます。以上です。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

特に心配していたのは、清掃センターは火事も発生したりしていたので、そういった関係で、ごみの処理能力という点でいろいろ関係業者とか地域住民の中でもごみが大量に発生している中で心配の声が上がったのでお伺いしたところでした。今のところ問題なく業務の方、運転しているというところでもよしかったか、もう一度よろしく願いします。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） 確かにご心配のとおり、可燃ごみ等増えている状況にございま

す。増して、先ほども草の件もありました。実際、草等についてはリサイクルもされていたわけなんです。それが200ベクレルを超えると肥料化できないという部分もありまして、それらの草等についても持ち込まれるのかなという心配があります。これからは増える傾向にあるのかなと思っております。できるだけ受け入れなければならないと思っておりますが、先ほどもお話ししたとおり、作業性の問題というか、安全上の問題、8,000ベクレルから10万ベクレルまでは、管理型の埋立地に直接保管できるということになっておりますけれども、そういうふうなことで放射線量も確認しながら安全に運転していかなければならないなと思っております。実際、ごみの量は増えております。今後、工事等ございますので、その期間、受け入れを停止する場合がありますけれども、できるだけ支障のないように整備計画を行いながら安全にやっていきたいと思っております。以上です。

**議 長（岩淵一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2 番（岡田もとみ君）** ありがとうございます。

震災ごみについてなんですが、災害当時いろいろ他市町村の状況をお伺いしていました。そうすると仙台市などでは、災害当初は地域ごとに災害ごみの仮置き場を設けて、そこに地域住民が瓦礫等を運んでいるというようなことで、地域にそういう何か所か仮置き場みたいなのをつくって、そこに自治体の車が行って運ぶというような形式をとっている自治体があるという話をお伺いしました。当市でも災害ごみは受け入れはしているんですが、直接持ち込むという状況になっていて、いろいろと地域の人からも不便な声をお伺いするんですが、そういった対応が一関地区広域行政組合の中でできなかったのはなぜかお伺いしたいと思っております。

**議 長（岩淵一司君）** 千田一関清掃センター所長。

**一関清掃センター所長（千田勝君）** それでは、お答えいたします。

今回の震災にあたっては、沿岸部などの壊滅的な被害を受けた地域とは違って仮置き場を設置しなかったということでございます。沿岸部では被災者自らや行政により、仮置き場を設置して搬入を行ったという自治体もあったように聞いております。組合管内では仮置き場を設置する状況になかったことから、処理施設が受け入れ稼働するまで停電等ありまして、稼働できなかった時間もありましたけれども、受け入れ稼働ができるまでの間、個人で一時保管していただいたという状況にあります。また、処理施設に直接搬入をしていただいたという状況でございます。今後、災害発生した場合、組合において収集、処理ができなくなった場合は、構成市町の地域防災計画の臨時ごみ収集所が規定されておりますので、各市町で適切に対応することになるのではないかなと思っております。広域としては構成市町の地域防災計画に載っております臨時ごみ集積所に規定されているということで、そこに集めていただいて、こちらでは処理するということになると思っております。以上でございます。

**議 長（岩淵一司君）** 2番、岡田もとみ君。

**2 番（岡田もとみ君）** ありがとうございます。

防災計画のほうにあるということですので、仮置き場の設置等も今後の災害等にはちゃんと機能していくようにお計らいいただきまして、取り組んでいただきますようお願いいたしまして、これで質問を終わります。

**議 長（岩淵一司君）** 岡田もとみ君の質問を終わります。

以上で本日の議事日程の全部を議了しました。

次の本会議は12日、午前10時に再開し、議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

散会 午後0時04分



# 第 2 目 目



## 議 事 日 程 (第 2 号)

- |       |         |                                       |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 認 第 2 号 | 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 2 | 認 第 3 号 | 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | 東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について   |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 3 号)      |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 | 平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)  |

# 一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成23年8月12日

午前10時00分開議

## 出席議員（18名）

|     |        |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 阿部正人君  | 2番  | 岡田もとみ君 | 3番  | 勝浦伸行君  |
| 4番  | 岩渕善朗君  | 5番  | 佐藤雅子君  | 6番  | 千葉啓志君  |
| 7番  | 千田恭平君  | 8番  | 菊地善孝君  | 9番  | 海野正之君  |
| 10番 | 千葉満君   | 11番 | 千葉孝君   | 12番 | 那須茂一郎君 |
| 13番 | 佐々木清志君 | 14番 | 菅原巧君   | 15番 | 武田ユキ子君 |
| 16番 | 阿部孝志君  | 17番 | 石川章君   | 18番 | 岩渕一司君  |

## 欠席議員（なし）

## 職務のため出席した職員

|      |       |       |      |
|------|-------|-------|------|
| 事務局長 | 鈴木道明  | 事務局次長 | 金野和彦 |
| 議事係長 | 小野寺晃一 |       |      |

## 説明のため出席した者

|            |        |                           |        |
|------------|--------|---------------------------|--------|
| 管理者        | 勝部修君   | 副管理者                      | 菅原正義君  |
| 副管理者       | 畠山博君   | 副管理者                      | 田代善久君  |
| 広域行政組合事務局長 | 佐藤好彦君  | 介護保険担当参事                  | 齋藤昭彦君  |
| 環境衛生担当参事   | 鈴木悦朗君  | 広域行政組合事務局次長               | 松岡睦雄君  |
| 一関清掃センター所長 | 千田勝君   | 大東清掃センター所長兼<br>川崎清掃センター所長 | 加藤英行君  |
| 介護福祉主幹     | 青山モト子君 | 介護福祉主幹                    | 小野寺健一君 |
| 環境衛生主幹     | 石川二三夫君 | 環境衛生主幹                    | 須藤久輝君  |
| 会計管理者      | 菊地隆一君  | 監査委員                      | 小野寺興輝君 |
| 監査委員事務局長   | 阿部和子君  |                           |        |

## 議事日程

別紙のとおり

## 会議に付した事件

議事日程に同じ

## 第16回広域行政組合議会定例会

平成23年 8 月12日

午前10時00分 開 会

### 会議の議事

議 長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議 長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（岩渕一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議 長（岩渕一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第2号により進めます。

議 長（岩渕一司君） 日程第1、認第2号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第2、認第3号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

これより質疑を行います。

議 長（岩渕一司君） 質疑にあたりましては、事前通告をするようお願いしておりましたので、今後は事前通告するようお願いいたします。

質疑は一括質疑答弁方式か一問一答方式の質疑方式を選択の上、簡潔にお願いします。

8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 私は、質疑方式は前者にします。

2点、まず認第2号の関係については監査委員にお聞きします。

監査意見書の41ページ、結びという欄に、項目のところに例の不正問題についての次のような記述があります。中段より下段のほうですが、なお、当年度に発覚した釣山斎苑使用に係る不正事案に関して、火葬施設運転管理業務委託云々という形で記述あるわけですが、この内容、どうということなのか、私、読んでよくわかりませんので説明をいただきたい。

それから、認第3号の関係なんですけど、介護保険事業の関係で一定の繰り越しが発生しているわけですが、繰り越しの適正額ということについてどのような所見を持っているか、この機会に説明をいただきたいと思います。以上です。

議 長（岩渕一司君） 松岡事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（松岡睦雄君） それでは、介護保険の繰越額の適正額についてお答え申し上げます。

介護保険の給付費の総額につきましては、毎月約8億円前後の給付費が発生しております。したがって、これまでも当議会で答弁させていただいておりましたが、そのひと月の給付費に相当する額が一番安心という額になっておまして、8億円ほど基金に積み立てればいいのかというふうに思っております。それから繰越金につきましては、今お話しした保険給付費の当該年度の執行率99%の残額が繰り越し相当額になっております。以上であります。

議 長（岩渕一司君） 小野寺監査委員。

**監査委員（小野寺興輝君）** 菊地議員の質問にお答えします。

火葬場施設運転管理業務委託については、議会からの要求監査を受けまして監査を実施したもので、その結果については平成22年6月30日付けで議長並びに管理者あて報告いたしました。それから、その平成22年10月12日付けで管理者より措置状況の報告をいただいております。その後、平成22年度の定期監査及び決算審査の中で私と議会選出の監査委員2人で改善状況を確認いたしました。合議の結果、結びにある記述となったものでございます。

**議長（岩淵一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** まず、監査委員の今の答弁についてなんですが、実は私ども、先月の26、27日ですね、2日間にわたって一関市の市議会の行事ではあるんですが、市民と議員の懇談会という名目で合併前の単位で8カ所ほど行ったんですが、私どもは千厩と室根を割り当てられてお邪魔したんですが、特に室根会場で不正問題、これは一関市政中心にしてのことであるんだろうと思います。一部事務組合のことも広い意味では含んでいるんだろうと、そういう意味でこれから発言するんですけども、特に現金出納している部署の監査のあり方について、かなり厳しい発言が繰り返されました。その一つとして、現金出納をしているような部署については、必ず月末に少なくとも1回監査を行う必要があるのではないかと、こういう指摘をいただきました。かなりの広範囲の仕事をしているわけですので、どの程度できるかという部分はあるにしろ、今議会でも監査委員の方から月例監査の報告を実はいただいた旨写しを配付いただいているわけですけど、この月例の検査で行っている部分と、それから私が今、前段申し上げた懇談会で出された市民の方々の考え方、この部分について私は十分だとは思わないんですね。やはり仕組みとして出納の部分については月1、少なくとも月末には監査を行う、監査を受ける、こういうふうなシステムつくれないんだろうかと、こういう思いがしてならないんですが、所見があれば伺いたいと思います。

**議長（岩淵一司君）** 小野寺監査委員。

**監査委員（小野寺興輝君）** ただいまのご意見、全くそのとおりだと思います。現金を動かすということは、日々動きますので、私どもが1年間に1回まとめたものを見たのでは動きはなかなかわかりません。ですから、おっしゃるように、少なくとも月に1回、月末にいくのであれば正しい現金の動きはつかめるものと思いますし、いろいろの不正の観点からも有効であると思いますが、なかなか月に1回現金を動かすところの監査ということは難しい状況でございます。以上でございます。

**議長（岩淵一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 私は、監査委員は2名しかいらっしゃらないわけですよ、一部事務組合は、その2人の方でこれだけの事業を、他の監査業務もあるわけですから、基礎自治体の監査もあるわけですからおっしゃるとおりだと。それで、監査補助という立場になるんでしょうか、職員の人たちは。監査事務局ということになるんでしょうか。その体制も含めて、今、市民の方々から提起いただいている、提案いただいている内容について、差し当たり試行的にでも始めるということにはならないんでしょうか。

**議長（岩淵一司君）** 小野寺監査委員。

**監査委員（小野寺興輝君）** おっしゃることはごもっともと思いますが、私一人ではなくて監査のほうの合議で出すものですので、その点については後日に回したいと思います。

**議長（岩淵一司君）** 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

認第2号、第3号、以上2件について、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立満場。

よって、以上2件は、認定されました。

議長(岩淵一司君) 日程第3、議案第6号、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長(岩淵一司君) 日程第4、議案第7号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)から、日程第5、議案第8号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上2件を一括議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

これより質疑を行います。

8番、菊地善孝君。

8番(菊地善孝君) ファックスをいただいた内容についてまずお聞きしますが、大東清掃センターで放射能が測定をされたと、感知されたという連絡をいただいたんですが、この部分について少し説明をいただきたいと思います。

それから、この予算書の10ページ、11ページの説明の中で、3款3項関係等々で放射能測定を行うんだという説明があったわけですが、放射能測定は当然のことだろうと思うんですけども、これを測定をして、初日に質疑があったように、基準値を超えるような状態になった場合、どのように対応していくのかという部分についてもあわせてこの機会に補足説明をいただきたい。2

点です。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** まず、大東清掃センターの飛灰から3,700ベクレルを検出してございます。測定結果は、大所はそういったところでございます。

それから、大東清掃センターでこれから放射線量を測定していく中で基準を超えたらどうなるのかというふうなお話でございますけれども、一応8,000ベクレル以下につきましては通常の埋め立て処理というふうなことで従前どおり対応してまいりたいと思っております。8,000ベクレルを超えた場合ですね、8,000から10万ベクレルの間につきましては、一関清掃センターで現在対処している、そういった方式をとらざるを得ないというふうに考えているところでございます。

公表につきましては、現在よりもある程度高いというふうな状況であれば公表はしてまいりたいというふうに思っております。8,000ベクレル以下であれば、大東清掃センターの場合でありますけれども、あまり現在と変わらなければそういった部分では一定レベルの中で、経過を見ながら公表していくというふうな形を考えてございます。8,000ベクレルを超える場合につきましては、当然のことですけれども、地元の協議会がございまして、そういったところには当然お諮りをしてまいりますし、公表につきましても何らかの形で行ってまいりたいというふうには思っております。以上です。

**議長（岩淵一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** まず、放射能の問題なんですけれども、例えば大東の部分については、この間の岡田議員の一般質問での質疑の中でもありましたけれども、大東の場合については流動床炉にしてあるわけですね、流動床炉。あれは、ダイオキシンがとんでもない値が出たということで、当時の国の基準、現在でも変わらないんでしょうけれども、100倍厳しくしていますよ、100倍。法令の基準の100倍厳しい、そのためにバグフィルター、最終的にはバグフィルターなんですけれども、活性炭、これをかなり噴霧しまして、この関係でトン当たりの処理金額というのはこの一関に比べたら恐らく3倍ぐらいになっているんでしょうかね、恐らく、アバウトな数字で。こういうふうなことをやっていくんだけれども、放射能とダイオキシンはおのずと違うわけなんですけれども、どうなんでしょうね、あれだけの活性炭を噴霧したり、バグフィルターも相当吟味したものを使っています。そうすることによって、同じ、例えば汚染されたものを燃やした結果として施設外に出ていくものですね、濃度。これについては、こちらのよう形の焼却方式に比べると相当少なくなっていくのではないのかというふうな思いがしてならないのですが、何しろ素人なものですから。その部分についての大東清掃センターの有効活用というような部分については全く考えられないのかどうか、その辺をこの機会に紹介いただきたい。

2つ目は、働いている人たちの健康をどう守っていくかなんですが、実はこれも一般質問の答弁の中で千田所長の方から労基署との協議云々という話がありました。ありましたが、実は特に一関の場合については、あれだけの数値が出ているということは、それは飛灰等々では出ているんだが、そこに至る作業工程の中で当然作業者はそれに直面しているはずなんですよね、呼吸含めて。そういう状況の中でどうするのかということは、本当に喫緊の課題なんだろうと思えます、これだけの数値が出ている、特に一関の場合は。この部分について、労働安全衛生法その他に放射能の問題がどれほど書いてあるか私ちょっと見てきていないので、改めては見てきていないのでこの機会に少し勉強させてほしいのですが、どういう規制があるんですか。労働者を守



るという意味ですね、どういうふうな規制がかかっているのか、その2点お話しをいただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 千田一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千田勝君） お答えいたします。

大東清掃センターの今の100倍厳しい基準値の中でやってきたということ、そのとおりでございます。確かに、前回は流動床とそれからストーカ炉の違いということでお話をいたしました。

それで、流動床の場合は、皆さんご存じだと思いますが、燃え殻といいますか、飛灰、すべてが飛灰になってしまうんです。それで、焼却炉の中でバブリングということで砂砂ですね、600℃ぐらいで流動させて、そこにごみを入れて、そこで流動させてバブリングを起こして、下からエアを吹き込みます。それによってすべての灰を次の段階に持っていくと、ですからバグフィルターが必要になってくるわけです。それも、大東の場合は二重三重の活性炭噴霧とそれからバグフィルター、それから活性炭吸着塔、その活性炭吸着塔の中にもバグフィルターが設置されてございます。

逆に言えば、一関のほうはということなんですが、一関の場合はダストを捕捉するのにEPという電気集塵機を設置してございます。そのあとに平成14年に設置しましたダイオキシンの対策ということで活性炭吸着塔、それを設置してございます。実は排ガス濃度について、たしか6月でしたか、それも測定しようと、そして成分分析をしてこれを確認しようということで業者に依頼したわけなんです、日環センターとかいろいろ、私ども放射能に関してはあまり得意なところではないものですから、お話を聞きまして、まだ基準がないということで、それから測定方法も定まっていないということで排ガスについては測定はしていなかったんですが、ただ、いろいろこのままではだめだということで調べてみました。

ガス冷却後のセシウム粒子体というのは約99.9%が粒子体であって、ガス体と言われるものが残りの0.1%ではないかということで、私どもの設置してあります活性炭吸着塔の能力といいますか、ダストの捕捉力、ダストが外に出なければダイオキシンと同じように放射線量も高くないということも言われていまして、先ほど基準がないということでお話ししたけれども、東京都とか各市でこの排ガス濃度についてもやっているわけなんですけれども、どうも調べてみますと経済産業省が実用発電原子力炉の設置に運転に関する規則の規定に基づく線量限界等を定める告示というのがあるようなんですが、その中でセシウム134が20ベクレル/立方メートル、それからセシウム137が30ベクレル/立方メートルという基準があるようなんですが、逆にうちのほうの焼却場の基準値を逆算してみますと、電気集塵機で99.75%とれていると、それから残りの活性炭吸着塔でも、これも私のほうでも不安があるものですからメーカーと、それから私、活性炭吸着塔を担当していたものですからその当時の資料等を確認しまして、その告示よりも100分の1からかなり低い数値になっているということで、これは安全だということで地元にはそういった形で説明をしております。

今後、排ガスについても、具体的に測定方法もまだ確立はされていないんですが、それについてはダイオキシンと同等にできるということで確認しましたので、今回の補正の中で費用も含めまして補正を上げたところでございます。

また、今後の対応で今確認しているのは8,000ベクレルから10万ベクレル、10万ベクレルを超えないような運転であれば恐らく安全だろうということですし、あとそれからダストの量なんです、たしか基準が0.15だったと思います、ダスト量の基準がですね。それで、これは大東も同

じなんですけれども、基準値は0.15です。それから一関清掃センターも0.15だったと思います。その中で、今のダスト量、多くて0.02です。それから片方が0.01、状況が良ければもっと低いという数値になっていますので、ダスト量からいってもかなり安全ではないかなと思っています。大東の場合はそれよりももう一つ、バグフィルターでとっているということでもう一つ少なくなっていると思います。そういった面では、大東のほうが性能がいいというのは確かでございますので、今後そういった高い数値が出た場合のごみの受け入れ方については検討してまいりたいなと、大東での受け入れも検討してまいりたいと、そのように思っています。

それから、職員の安全というか、働いている方々の安全、これは管理区域というか、電離則でいっている基準にはまだいっていないんですが、私どもも住民の安全のほかにも働いている方々の安全も重視しております。どちらも大事でございますので、ピットの周りの空間線量を測定し、安全を確認した上で作業をさせております。ですから、今後も測定を続けながら機具に必要な部分、エアシャワーとかの設置、そういった部分も設置していく、そういうふうな方針でございますし、それから測定機についても各自に持たせて、年間線量がいくらかということで日報をつけさせるとか、そういうふうな方法で職員の安全を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

議 長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 私は、働いている人たちの被曝を阻止しなければならない、万全の対策講じなければならない、これは使用者側としては当然でありますから、最大限の努力をいただきたい。日本は安全神話にとらわれて、いろんな意味で安全対策がおろそかになっています。そういう状況の中ではありますけれども、いろんな研究が出されていますので、国、県待ちにならずに万全の対策をとっていただきたい、こういうふうに思ひます。

大東清掃センターの有効活用の問題なんですけど、これはあくまでも大東清掃センターの公害防止協定にかかわる委員会があるはずですから、そこに諮った上でということが大前提なんですけど、岡田議員の一般質問の中で、例えば植木だとか何かの業者さんたちがせん定をしたと、要するに3.12の爆発以降、かなりの放射性物質が落下したわけなんですけれども、そういうものが付着したであろう枝とか木の葉だとか含めて持ち込まれているというそのことが、もしかするとこっちの一関清掃センターのとんでもない数値につながっているのではないかというふうなことが質疑の中であったわけなんですけれども、私は、今、千田所長が言ったように、仕組みが全然違いますから、そういうものを、できれば率直に公害防止協定の関係でも手続きを経た上で了解いただけるならば有効活用という検討があつてしかるべきだというふうに思ひます。というのは、市内で一関地区だろうが東磐井地区だろうが、そういうふうな放射性物質がずっと発生している、かなり濃度の高いものが放置をされるということのほうがはるかに市民レベルで考えた場合にマイナスだというふうに思ひます。そういう意味では検討されるということでもありますから、大いに期待をしてまいりたいというふうに思ひます。

次、東山に三菱マテリアルという事業所、工場があるわけなんですけれども、ここはこの間、産業廃棄物を中心にして焼却をしてきた。当然のことながらその処理にかかわる補助その他があつて相当経営にプラスになっていると。しかし、この間、関係者から聞いてみると、搬入されるごみの量がぐっと減ってしまったと。なぜなら放射能問題だということなんです。その部分でかつてのような形での処理ができなくなっているということ半月ほど前に耳にしたんですが、やはり両施設、あるいはし尿処理の関係含めてこの部分については、公の事業所なり民間事業所間わ

ず、この放射能の問題で極めて国その他の対応が後手後手に回っている関係で、あるいは基準がないという中で迷っているといいますか、混乱しているんですけれども、ぜひ万全の対策を、現時点でできる最善の努力をしていただきたいものということだけお願いして発言とします。

**議長（岩淵一司君）** 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩淵一司君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

議案第7号、第8号、以上2件について、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（岩淵一司君）** 起立満場。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

**議長（岩淵一司君）** 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

**管理者（勝部修君）** 第16回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成22年度決算、東日本大震災の被害者に対する介護保険料減免条例の制定及び平成23年度補正予算についてご審議いただき、賛同を賜りましたことに対しまして御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りました、例えば小規模特養整備の問題でございますとか、あるいは福島原発事故に関係する放射性セシウムを含む焼却灰の処理の問題など、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことにつきましては、今後の組合運営に資してまいりたいと考えております。

どうか今後とも、議員各位の一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（岩淵一司君）** 第16回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は会期を3日間とし、平成22年度一般会計及び介護保険特別会計決算、平成23年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算など5件の議案について、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と勝部管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、組合行政に対する一般質問は、2名の議員から衛生事業や介護保険事業に係る質問が行われたところでありますが、組合行政全般にわたり構成市町の住民福祉の向上が期されるよう一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。

一関地区広域行政組合の運営についてはさまざまな課題があるものの、順調に運営されておりますことにはご同慶の至りであります。管理者をはじめ職員の皆様に対し改めて感謝を申し上げます。

今年度は第5期介護保険事業計画の策定期となっておりますが、策定にあたりましては高齢者福祉の向上と要介護者や要支援者の立場に立ったものとなるよう強く望むものであります。また、

火災により停止しております一関清掃センターの不燃ごみ処理ラインの稼働などの問題は、早期の解決に向け組合当局の更なるご尽力をお願いするものであります。

結びに、今議会の運営にご協力賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に改めて感謝を申し上げ、今定例会閉会にあたりましてのあいさつといたします。大変ありがとうございました。

**議長（岩淵一司君）** 以上をもって、第16回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 阿 部 正 人

一関地区広域行政組合議会議員 海 野 正 之